TIREHOOD パンクあんしん保証 利用規定

【サービスの概要】

「タイヤパンクあんしん保証サービス(以下、「本サービス」といいます。)」とは、株式会社BEAD(ビード)(以下、「弊社」といいます。) よりご購入いただいたタイヤを対象とした、弊社オリジナルのパンク発生時(※)の新品タイヤ交換サービスです。 ※保証対象となるパンクの例

- ・釘を踏んでタイヤがパンクしてしまった。・縁石に乗り上げた結果、タイヤがパンクしてしまった。
- ・いたずらでタイヤをパンクさせられてしまった。・高速道路を走行中にバーストしてしまった。 など

本サービスの対象となるタイヤは、お客様(以下、「甲」といいます。)が弊社から購入されたタイヤで、保証サービス期間中に甲が所有する車両に装着されているものとなります。車両にもともと付帯されていたタイヤは対象外となります。弊社から購入頂いたタイヤを車両に装着していない間も対象外です。

また、ご利用可能なサービスやご利用可能期間等は本規定にて定めるものとし、本サービスの保証期間を超えてのご利用や、ご利用いただかなかった分を繰り越してご利用いただくことはできません。

なお、本規定で定める本サービスの終了事由に該当した場合、サービスの残存期間・回数に関わらず、いかなる事由においても返金はいたしません。詳しいご利用条件は本規定をご確認いただくか、担当お問い合わせ先までご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

第1条【本サービスの対象タイヤ】

本サービスの対象となるタイヤ(以下「対象タイヤ」といいます。)は、甲が弊社よりご購入いただいた新品タイヤであって、保証書兼サービス依頼書に記載のものとします。中古タイヤや弊社以外からご購入いただいたタイヤは対象とはなりません。

第2条【本サービスの対象自動車】

本サービスの対象となる自動車(以下「対象自動車」といします。)は、甲が所有し対象タイヤを装着した車両とします。

第3条【本サービスの内容】

- (1) 第6条に定める本サービスの保証期間に日本国内において、偶然な単独事故あるいは第三者による人為的な行為により対象タイヤが以下の損害(以下「損害」といいます。)を被った場合、弊社は甲に対し新品タイヤを提供します。本サービスは、新品タイヤの提供のみとし、お客さまに対する金銭の交付は行いません。また、本サービスで提供する新品タイヤは、損害が発生した対象タイヤと同品とします。但し、同品が既に製造終了しているなど、弊社からの提供が難しい場合には、同水準以下(弊社の判断基準に拠ります。)の新品タイヤを提供いたします。同水準を上回る小売価格のタイヤの装着を行う場合は、当該タイヤと対象タイヤの購入価格との差額を甲が負担するものといたします。
- ① 異物(釘、ボルト、木片、ガラス片など)踏み付けや、いたずらなどにより発生したタイヤ貫通傷
- ② タイヤの裂け
- ③ サイドウォール部の「ピンチカット(内部構造破壊によるタイヤの膨れ)」
- ④ タイヤ内部構造の露出
- ⑤ その他、走行に重大な支障をきたす恐れがあるタイヤの損傷
- (2)弊社が提供する新品タイヤの本数及び、取付工賃の取扱いは、保証書兼サービス依頼書記載の保証種類により、以下の通りとします。

保証種類がベーシック保証の場合、提供本数は1本、取付工賃は弊社負担とします。

保証種類がプレミアム保証の場合、提供本数は4本以内、取付工賃は弊社負担とします。

(3)パンクに伴って発生した各種費用については甲の負担となります。ただし取付工賃を除きます。また、パンクに伴うタイヤ以外の損害(ホイールの損害等)やレッカー代等の費用についても本サービスの対象とはなりません。

第4条【本サービスの補償限度額】

- (1)本サービスで提供するタイヤの小売価格と工賃の合計額は、税込100,000円を限度とします。
- (2)本サービスで提供するタイヤの小売価格と工賃の合計額が、税込100,000円を超える場合には、当該超過部分の費用については、甲が負担するものとします。

第5条【本サービスの提供方法】

- (1)甲は、第3条第1項に掲げる損害が発生した場合、弊社に対して新品タイヤの提供を求めることができます。ただし、甲は弊社に対して、パンク発生日より30日以内かつ当該パンクタイヤの交換あるいは修理前に申し出なければなりません。
- (2)甲は、パンクしたタイヤの交換(緊急タイヤ等を除く)前に、本サービスの利用について甲に申し出るものとし、パンクタイヤの交換後、本サービスの提供を受けることはできません
- (3)いたずらによるパンクの場合は、警察への届出を行い、届出の警察署名および被害届受理番号の提出を求める場合があります。
- (4)甲は、弊社が指定する店舗でタイヤを交換するものとします。
- (5)弊社指定のタイヤ交換店舗が甲の居住地の近くにない場合は、甲と弊社で別途協議するものとします。なお、送料等、諸費用については甲が負担するものとします。

第6条【本サービスの対象期間】

- (1)本サービスは、対象タイヤを購入し、対象自動車に装着した日の午前0時から開始するものとします。
- (2)本サービスは、保証書兼サービス依頼書記載の保証種類により、以下の日時をもって終了とするものとします。

保証種類がベーシック保証の場合、保証終了日時は開始日の6か月後の午前0時とします。

保証種類がプレミアム保証の場合、保証終了日時は開始日の24か月後の午前0時とします。

- (3)前項にかかわらず、次のいずれかの場合には、サービス対象期間内であっても本サービスは失効します。失効した場合、本サービスの残存期間に関わらず、またいかなる事由においても返金はできません。
- ① 加入者が対象タイヤを装着した自動車の使用者ではなくなったとき(ただし相続および2親等内の親族間の譲渡による名義変更の場合を除きます。)
- ② 対象自動車が全損・廃車になった場合
- ③ 対象自動車が日本国外に持ち出された場合

第7条【本サービスの提供回数】

本サービスの保証期間中で、1回とします。複数回数の事故による損傷をまとめて修理・交換する場合であっても、1回の事故による 損害のみがサービス提供の対象となります。

第8条【本サービスを提供しない場合】

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービス提供期間中であっても、本サービスの提供は行いません。
- ① 弊社に申し出が無く、新品タイヤへ交換された場合
- ② 本サービス対象者以外の者からサービス提供の請求がなされた場合
- ③ パンク発生日から30日以内に、弊社に連絡がなされなかった場合
- ④ 甲が本利用規定の各規定に従わず、またはこれに違反した場合
- ⑤ 本サービスの請求にあたり必要な情報、書類を加入者に提供いただけない場合
- ⑥ 全装着タイヤの一部でも道路交通法に定められる保安基準残り溝1.6mmを満たさない場合等、既に商品寿命を終えている場
- ⑦ スタッドレスタイヤ商品は、残り溝が51%以下になり、プラットホームが表層に浮き出た場合
- (2) 次の事由によって生じた事故に対しては、本サービスの提供は行いません。
- ① 甲または甲の許可を得て車両を運転した者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 地震もしくは噴火またはこれによる津波
- ③ 核燃料物質(使用済み核燃料を含みます。以下、同様。)もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の 有害な特性またはこれらによる事故
- ④戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の暴動
- ⑤ 差押さえ、没収など国または公権力の行使
- ⑥ 詐欺または横領
- ⑦ 取扱書等に示す方法と異なる使用、不適切な保管、限度を超える過酷な使用(レース・ラリー等の過酷な走行、エンジンの過回 転、荷物の過積載等)
- ⑧ 法令により定められた運転資格を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれのある 状態で運転している間に生じた事故
- ⑨ 通常の使用損耗あるいは経年変化により発生する現象(消耗部品・油脂類の消耗、劣化、浸食、磨減、錆び等。樹脂部品・塗装 面・メッキ面等の自然の退色、劣化、腐食、磨減、錆び等)によって生じた車両の損傷
- ⑩対象自動車に存在する欠陥
- (3) 次の各号のいずれかに該当する損傷に対しては、本サービスの提供は行いません。
- ① 故障(偶然かつ外来の事故に直接起因しない電気的または機械的な損傷をいいます。)
- ② 盗難・破損・汚損等パンクを伴わずタイヤ(ホイール、チューブを含みます。)に生じた損傷
- ③ 車両に法令等で禁止されているにも関わらず定着または装着されているものに生じた損傷および当該ものに起因して生じた損
- ④ タイヤビード部、エアバルブからのエア漏れによる内圧低下であって外傷がないもの
- ⑤ 空気圧不足に起因するタイヤバースト(釘ふみなどによるものを除く)
- ⑥ タイヤサイドウォールの製造上避けられないジョイント部の凹み
- ⑦ 全装着タイヤの一部でも道路交通法に定められる保安基準残り満1.6mmを満たさない場合の事故
- ⑧ 経年劣化によるひび割れ
- (4)弊社は、甲が、次のいずれかに該当する場合には、本サービスを提供しません。
- ① 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
- ② 反社会的勢力(注)に対して資金を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ③ 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
- ④ 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると 認められること。
- ⑤ その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (注)反社会的勢力

暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他反 社会的勢力をいいます。

(5)前各項各号いずれかの事由に該当する場合において、加入者が虚偽の申告またはその他不正な手段によって本サービスの 提供を受けた時は、弊社は加入者に対して、弊社に生じた損害の賠償を請求いたします。

第9条【車両保険やその他本サービス以外のサービス等との関係】

甲が本サービスの対象となる損害に対し、車両保険やその他本サービス以外のサービス等を利用される場合は本サービスの提供 は行いません。

第10条【第三者からの賠償との関係】

甲が本サービスの対象となる損害に対し、第三者からの賠償により補償される場合は、本サービスの提供は行いません。

第11条【利用規定の変更】

本規定について、弊社は予告なくいつでも変更できるものとします。この場合、本サービスの提供内容は、変更後の規定が適用さ れるものとします(変更日前にご購入されたタイヤについても変更後の規定が適用されます)。

第12条 【サービス提供の中止】

弊社は、公式HPでのお知らせ掲載を以って甲に通知の上、本サービスの提供を中止・終了することができます。ただし、本サービ スの保証終了日時までは弊社は本サービスを提供いたします。いかなる事由においても返金はいたしません。社会経済状況の変 化、会社経営上の都合その他やむを得ない事由が認められる場合には、甲に対して予告することなく、直ちに本サービスの提供を 中止または終了することができます。

第13条【個人情報の使用目的および第三者提供】

弊社は、本サービス引受けの判断および本サービス履行の目的のほかに、新商品情報のお知らせや関連するアフターサービス、 市場調査や商品開発、宣伝物・印刷物の送付や営業案内を目的としてで、甲の個人情報を第三者に提供することがあり、前記目 的以外には当該個人情報は使用しません。

第14条 【準拠法·合意管轄裁判所】

本サービス約款の準拠法は日本法とし、また本サービスに関する紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄 裁判所とします。

2016年11月24日 制定

2018年3月1日

2020年3月31日 改定

2021年3月17日 改定

2021年8月31日 改定

【本件に関するお問い合わせ】

TIREHOODサポート 0120-630-150 (10:00~18:00 年末年始を除く)